

第127回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

平成31年4月26日

神戸運輸監理部

[第127回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 平成31年4月26日(金) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
(神戸第2地方合同庁舎 6階)
3. 出席者
(公益委員) 羽原部会長、奥見委員、関根委員、湊委員
(労働者委員) 鴨頭委員、除補委員、山原委員
(使用者委員) 南委員、越水委員、加藤委員
(運輸監理部) 鵜山海事振興部長、塚本海事振興部次長、
戸井海上安全環境部調整官
(事務局) 中村船員労政課長、竹内船員職業安定係長
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況について
 - (2) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

部会長

ただいまから、第127回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。
事務局から出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日の出欠状況ですが、10名全員が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により、定数を満たし有効に成立をしていることをご報告いたします。

本日の配付資料ですが、

- ・議事次第
- ・資料1 「第126回近畿地方交通審議会神戸船員部会議事録（案）」
- ・資料2 「第127回近畿地方交通審議会神戸船員部会資料」
- ・資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（2月分）」
- ・資料4 「船員の最低賃金の決定公示（漁業、旅客）」
- ・資料5 「燃油サーチャージ内航版ガイドライン」
- ・神戸船員部会情報

資料は、以上でございます。

部会長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、第126回船員部会議事録の承認についてお諮りします。お手元に配布されております議事録をご確認ください。

（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。もし何かございましたらご指摘いただきたいと思っております。

（異議なし）

部会長

続きまして、議題1ですが、平成31年3月における管内の雇用状況等につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

船員労政課長

それでは資料2及び資料3に基づいて、ご説明いたします。

平成31年3月期の新規求人件数は22件、前月比マイナス6件でした。新規求職件数は14件、前月比マイナス4件と、これも減少しており、3月期は総じて求人求職の動きが低調でした。

次に、求人側から見た成立件数が3件、求職者側から見た成立件数が6件。有効求

人倍率は1.8倍となりました。これは2月よりも0.1ポイントの上昇となります。

先ほど3月期は動きが低調と申しましたが、この反動なのか、4月に入ってから急激に求人件数が増えており、月末には有効求人倍率が2倍を超えてきそうなペースとなっています。

次に、失業等給付の支給状況ですが、3月末の受給資格者数は前月より6名減少して2名となりました。基本手当の支給額は1,535,705円。就職促進手当は1件で743,589円。高年齢求職者給付金は2件で581,300円。3月期の支給総額は2,860,594円となりました。

次に、全国の船員職業紹介実績ですが、平成31年2月期で、新規求人件数が1,066件、新規求職件数が328件、有効求人倍率は季節調整値で2.6倍となりました。陸上も含めた全国平均の有効求人倍率は1.63倍となっており、依然として船員の求人倍率は高い水準で推移していることが分かります。

ちなみに都道府県別の有効求人倍率は、兵庫県が1.45倍、大阪府が1.79倍でした。求人倍率の高いところでは、福井県が2.18倍、東京都が2.13倍、広島県が2.11倍となっています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。（詳細説明は省略）

部会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員

1点よろしいでしょうか。4ページの管内の成立一覧表の3番目、管内の淡路地区、平水、旅客船の求人は、ジェノバラインのものですか。

船員労政課長

そうです。

委員

ジェノバラインの船員は足りているのでしょうか。

船員労政課長

当課に求人があったことから、不足傾向にあると思われれます。今回、機関4級以上の免許所有者で求人があったのですが、ちょうど想定していたとおりの求職者が見つかり、年齢も20代と若いということもあって成立したのだと思います。

予備船員も含めて、同社の船員が充足しているか否かは、申し訳ありませんが、現在把握しておりません。

委員

旅客船なので、おそらく一括公認を受けているはず。船員が足りなければ、それも認められないはずなので、（船員の確保が）大変だろうと思います。

委員

それから8ページの月末未済求職数の内訳で、事務部の部員で1名いますが、年齢は何歳くらいの方ですか。

船員労政課長

この方は38歳の男性です。調理師の免許を所有しており、今まで陸上の飲食店で勤務されていましたが、船の司厨の仕事も探してみたいということでした。

委員

38歳なら引く手数多ありそうな気がしますが。

船員労政課長

今のところ、まだ成立していません。

部会長

そのほか、何かございませんでしょうか。

委員

8ページと9ページの内訳で、20代の2級機関の方は内航の貨物船を希望されているようですが、この方は外航船から内航船に移りたいのでしょうか。それとも、元々内航船員でしょうか。（2級は）珍しいですね。

船員労政課長

この方は27歳の男性です。外航に乗っていたのか、元々内航だったのか記憶が曖昧ですが、確か大型のタンカーに乗っておられたと思います。求職票でもタンカーの機関士を希望されています。

委員

この方も引く手数多だろうと思いますが。

船員労政課長

そうですね、求職票を出されてから時間は経過していますが、まだ再就職したという連絡をいただけてないので未済になっています。求職票を提出されたのは2月18日です。今は機関の免許を所有している求職者は少なくなっています。求人

方は、甲板も機関も来ていますが、機関の求職者が少ないので、引く手数多は間違いありません。おそらく船会社からはたくさん連絡が来ていると思います。

委員

うち（の大学）も船員養成機関なので、（外部から）機関の人材がいないかと何度もお問い合わせがあります。

船員労政課長

機関は少ないですね。当課の窓口の様子を見ていると、求職者の中にはかなり選り好みする方もいます。「条件が悪いところは全部断ります」と平然と言う方もいらして、なかなか（マッチングさせるのは）難しいなど。

委員

あともう一点、8ページが一番下、月末未済求職の甲板部員で、鰹・鮪などの漁船を希望されている方ですが、漁業もかなり人手不足なので、決まらない理由は年齢的なものかどうかといったあたりは。

船員労政課長

この方は50歳の男性で、元々漁船の乗組員でした。海技免状は持っていませんが、海上歴は3年以上あります。希望は鰹や鮪などの漁船ですが、なかなか当課にはそういう求人は来ないので。東北などは漁船の求人多いので、そちらの方からは本人に色々連絡が来ているとは思いますが、まだ成立したという連絡を受けてないので、未済に入っております。

委員

分かりました。

部会長

ほかに何かございませんでしょうか。

委員

求職票を出される方ですけど、（運輸局には）1カ所だけに出されるのでしょうか、それとも、あまねく、いろんなところに出してもいいのでしょうか。

船員労政課長

現在、求人求職の情報は全運輸局統一のシステムに入力されて管理されているので、どこに提出しても同じです。2カ所以上に求人票を提出する必要はありません。

委員

全運輸局で全データを見ることができるということですね。

船員労政課長

情報を公開した場合はそうなります。

部会長

各求職者が公開するか否かを決めて、公開の場合のみ他局のシステムでも確認できるということですね。

船員労政課長

そうです。求職者の中には公開を希望されない方がいます。その場合は窓口設置している検索システムを使ってご自分で仕事を探す、あるいは、縁故などで探すということになります。

部会長

そういう方もいるでしょうね。

船員労政課長

あと、PCやスマホを使ってSECOJの船員求人情報ネットを検索する方法もあります。この求人情報ネットと運輸局のシステムの求人情報はほぼ連動しているので、大変便利です。そこで検索して、ご自分の希望に合うところにだけ連絡を取るのがいいと。公開にすると、携帯がひっきりなしに鳴るから嫌だという方は多いです。

委員

わかりました。

部会長

それ以外、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、資料4、船員の最低賃金の決定公示につきまして、これも事務局からご説明をお願いいたします。

海事振興部次長

では、資料4の1枚目、船員部会で答申された神戸漁業の沖合底びき網の最低賃金です。近畿分も入っておりますが、ページの下のところ、丸で囲われている部分です。3月31日から発効する内容で、3月1日に官報に公示されております。

次に、2枚目、神戸海上旅客運送業の最低賃金です。これについても、連休明け

の5月9日から発効する内容で、4月9日に官報に公示されました。

最後に、神戸内航船運航業及び木船運航業の最低賃金ですが、これも現在、官報公示の手続きを進めています。5月中頃には公示がされて、1カ月後の6月中頃発効という運びになるかと思われます。

以上です。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

ないようでしたら次に、資料5、燃油サーチャージ内航版ガイドラインにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

海事振興部長

資料5は、4月4日に国交省がプレスリリースしたもので、既にご覧になっている方、お詳しい方もいらっしゃると思いますが、少し説明をいたします。

SO_x (硫黄酸化物) については既にご存じかと思いますが、改めて簡単に申しますと、船が出す排ガスの中に含まれる硫黄分が、人体や地球環境に悪い影響を与えると考えられており、これを今後減らしていかなければならないという共通認識のもと、来年1月1日から国際協定によって、硫黄分濃度を一定水準以下にする規制強化が図られます。

これをクリアするためには幾つか方法があり、一つは硫黄分の濃度が一定水準以下の「適合油」を使用する方法、二つ目はこれまでの燃料を使い続けて、排ガスのある種の機械を通して硫黄分濃度を下げて排出する方法、三つ目は燃料を重油から天然ガスに転換する方法と、主にこの三つの方法があります。

いずれの方法を選択しても、船社のコストが増加するため、これをなんとか解消していかなければなりません。新聞にも掲載されていましたが、4月23日、シンポジウムが東京の経団連で行われ、国交省と経団連、船主協会、内航総連、旅客船協会などから様々な意見が出されました。

国交省では、この規制強化については、社会全体でコストを負担していくべきとの考えを持っています。特に内航海運業界は荷主の力が強い業界ですが、このコスト増を全て海運事業者が負担するとなると、事業継続が困難になるところも出てくるおそれがあると。一部のフェリーなどは「燃料油価格変動調整金」という形で既に導入されているところもありますが、今般、SO_x規制強化に伴うサーチャージを導入するための道筋として、「ガイドライン」を発出しました。これはあくまでも制度導入の有効性と促進をうたうものであって、法的に強制するものではありませんが、国交省としてはこれを推進していくこととしています。

今後、いろいろな情報を私どもが集めていって、またこういう場で展開していきたいと思いますので、今日はこの程度ですが、紹介をさせていただきました。

部会長

ただいま「燃料サーチャージ内航版のガイドライン」について、ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員

国交省はガイドラインを出して、それで終わりですか。先ほど言われたとおり、結局は上の方（荷主）が強い中で、そのサーチャージの有効性、促進等について、何か法的な措置等はないのですか。はっきり言って、このガイドラインだけでは、力関係の中で、対応してくれない荷主も出てくる。つまり、強制的な部分が何かなければ、モーダルシフトを推進している中で、逆モーダルシフトが起きかねない。この規制強化は国際ルールですが、そういう可能性も十分ある。国として、この「ガイドライン」を示すだけでは十分ではない。結局、サーチャージの導入も理解が得られず、また運賃、用船料も改善されない中で、船で働く労働者にしわ寄せが来るというおそれも否定できない。国として、それらに何か対策はないのですか。

海事振興部長

現在のところ、とにかく概要版が4月4日に出たばかりです。これから荷主のご理解・ご協力について、経団連などと話を詰めていかなければならない。そして内航海運を利用している全ての荷主に理解を得て、サーチャージの導入を進めていくのが理想なのかもしれません。しかし、そのあたりの法的なところも含めて、今後情報を集めていかないといけない。

委員

内航海運業の中には貨物船だけではなくて、大型カーフェリーなどもあって、例えば本四架橋や高速道路会社など、陸送との競争もある。利用客にサーチャージを求めると、かえって収入減に繋がるおそれがある。

やはり国としても、海運業者に対してしっかり助成する方向が検討されるべきであって、サーチャージのガイドラインを作ったから、それでやってくださいでは、余りにも乱暴すぎる感じがする。そのあたり、国がもっと真剣に取り組まないといけない。

海事振興部長

内航海運業界の基盤が揺らぎ、船員の確保・育成につながらなくなるのではまずい。

委員

当然だ。この続きはあるのか。

海事振興部長

いつになるか未定。

委員

でも、（リミットまで）あと7カ月ぐらいしかない。

委員

使用者側としては、労働者委員から応援演説をいただいております。ガイドラインを提示した後、国交省の働きかけで、経団連の中でシンポジウムを開きました。荷主団体等を集めて、内航総連の小比加会長と船主協会の武藤会長、私という船会社側が3人そろって、あと荷主代表として住友商事の担当部長。あと学識経験者を加えてパネルディスカッション形式でした。

会場の雰囲気は、最初は環境対策に対するコストだから、荷主も負担するのは当然という、学識経験者の大変ありがたい応援もあって、総論は仕方ない、負担は避けられないという感じだったのですが、住友商事の方から総論賛成と言いたいところだが、ガイドラインの最後の牛乳の価格の件を引き合いに出して、1円未満の値上げはできないと。この件は、相場観として最終商品価格に与える影響は少ないから、コスト増の部分は製品価格にうまく転嫁しましょうという趣旨で国交省が出しているのに、「この程度なら中間の物流事業者で吸収するしかないのでは」などと言い出して、周りをがっかりさせていました。

要するに、誰も製品を値上げしてくれと言っているわけではなくて、1円値上げする場合しない場合両方あるが、社会全体で負担しましょうという趣旨のはずなのに、総論賛成、各論になるといろいろと難しい問題があると、改めて感じました。

私の希望としては、こういうシンポジウムは東京だけではなくて、近畿地区や九州地区、中国地区などの大きな工場地帯、大きな荷主がいるところでもっと開いていただきたい。商工会議所などでやっていただくと大変ありがたい。国交省が熱心に取り組まれていることについては、船会社として感謝しています。

部会長

このあたりについて、他に何かございますか。

委員

昨日、兵庫海運組合の理事会があつて、組合員数68社だったのが、新年度に3社が廃業して、65社に減りました。廃業した理由は、後を継ぐ者が居ない、いわゆる事業継承ができないため、売船して廃業したということでした。

ただ、やはり兵庫海運組合の理事の方々も高齢化していて、これ以上事業者数が減ると組合がもたなくなると、個人的には思っています。私自身、組合の副理事長

をしておりますので、兵庫の事業者数をなんとか増やしたいという思いで取り組んではいますが。

部会長

ほか何か、特にご意見、ご質問、あればどうぞ。

(意見なし)

ないようでしたら、「その他」に入らせていただきます。

皆様から何かございましたら、お願いします。

委員

労働協約改定について、3月末に内航2団体、全内航、大型カーフェリーと、使用者側の方々にご理解のもと、期限内に決着しました。妥結内容については、内航の2団体がベア1, 100円。陸上休暇の買い上げ金率を7割で、1割増です。新天皇即位に関連して、今回、単年度ですが休日を確認しています。また、年間臨時手当0.1割改善。

全内航、船主団体はベア1, 100円。休日休暇の買い上げが6.5割で、0.5割改善されました。家族手当が、子供が1, 950円で250円の改定。そして、退職年齢を公的年金開始年齢と整合して、退職慰労金は、2021年4月から62歳として0.5カ月を加算することで合意しております。新天皇即位については、先ほどの内航2団体と同様です。また、年間臨時手当は0.1割増です。

大型カーフェリーがベア1, 100円、休日の買い上げ率15日を超える日数について、賃率は1.9、現行が1.8でしたので、1割アップ。新天皇即位に関する内容は同様に合意しております。

以上のとおり、中央交渉が円満妥結しました。

委員

先日、組織内の人事異動の内示あり、5月1日付でこの3人が関西地方支部から転出することになりました。私は定年まで若干日にちは残っていますが、除補代行が大阪の支部長に、山原副支部長が名古屋支部長に。今、大阪支部長の浦君が私の後任です。5月の船員部会は現行の委員で対応して、6月で交替と考えています。手続き等よろしくをお願いします。

部会長

使用者側からいかがでしょうか。

(意見なし)

なければ、行政側からご報告をよろしくをお願いします。

海事振興部次長

船員部会情報の10ページの労働経済指標について、若干ご報告いたします。

船員の賃金については、船員労働統計のデータを根拠としています。一方で、陸上の賃金ですが、昨年来いろいろと問題になった毎月の勤労者統計、この数値を根拠としていますが、ご存じのように全数調査するべきところを、一部抽出調査で行ってきたということで、この間、遑って補正作業が行われてきました。前回の船員部会では補正された集計値を使用しておりましたが、今回、改めて調査結果を点検したところ、基準となる平成27年の数値を含め、以降の数値が再集計値という形で改められておりましたので、今後もそちらを使うべきだろうと考え、改めさせていただきます。

結果的には、報道等にもあったように、多少修正されておりますけれども、平成27年を100とした場合、実際のそれぞれの率につきましては、それほど大きな修正ではありません。以上、ご報告させていただきます。

部会長

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

この結果から見ると、賃金水準は少し下がりつつあるということでしょうか。

海事振興部次長

そのように思われます。

あともう一点、今回皆様にご用意させていただいております、最低賃金部会の議事録は委員限りでお配りをさせていただいております。これにつきましては、もともと非公表のものとなっておりますので、外部に対して公開することはできません。お手元の資料で確認していただければと思います。

以上です。

部会長

その他、事務局からご連絡等、何かございますでしょうか。

海事振興部次長

特に、当方のほうでご用意させてもらったものはございません。

部会長

特にほかになければ、本日の部会は終了いたします。

次回、5月は先ほど来ありますように通常からすると変則的になりますが、5月31日金曜日15時30分から、この調停室で開催します。

本日はありがとうございました。